

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 村上建設株式会社
法人番号 : 7340001010759
業者の住所 : 鹿児島県奄美市名瀬小浜町29-9
- 2 指名停止の期間 : 令和8年1月28日～令和8年2月27日（1か月）
- 3 指名停止の措置対象地区 : 九州沖縄地区
- 4 事実概要
本件は、村上建設株式会社の従業員が、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市の大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際に洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させたことにより、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定したものである。
- 5 指名停止の理由
4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第15号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為)	省略
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)